

## V 標本抽出方法

## V 標本抽出方法

母 集 団：全国の満 15 歳以上の日本国籍を有する者

標 本 数：10,000 人

地 点 数：400 地点（376 市区町村）

抽 出 法：層化 2 段無作為抽出法

抽出方法の実際は下記の通りである。

[層 化]

① 全国の市区町村を、都道府県を単位として次の10地区に分類した。

(地 区)

北海道地方	= 北海道	( 1 道)
東北地方	= 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	( 6 県)
関東地方	= 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県	( 1 都 8 県)
北陸地方	= 新潟県、富山県、石川県、福井県	( 4 県)
東海地方	= 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	( 4 県)
近畿地方	= 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	( 2 府 4 県)
中国地方	= 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	( 5 県)
四国地方	= 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	( 4 県)
九州地方	= 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	( 7 県)
沖縄地方	= 沖縄県	( 1 県)

② 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類し、それぞれを第1次層として、計61層とした。

○大都市（各都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市）

○人口20万人以上の市（大都市を除く）

○人口10万人以上20万人未満の市

○人口10万人未満の市

○町 村

（注）ここでいう市とは、平成24年4月1日現在市制施行の地域である。

〔標本数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における推定母集団の大きさ（平成24年3月31日現在の満15歳以上の人口）により10,000の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が一律25になるように調査地点を決めた。

〔抽出〕

- ① 第1次抽出単位となる調査地点として、平成22年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
- ② 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における平成22年国勢調査時の満15歳以上の人口}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当人数番目の者が含まれる調査区を抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

- ③ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成22年国勢調査時の市区町村コードに従った。
- ④ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者が抽出できるよう、調査区抽出時において抽出調査地点ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査区における満15歳以上の人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳から等間隔抽出法によって抽出した。

〔結 果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別標本数及び地点数 (注) ( ) 内は地点数

大都市（各都市別）

東京都区部	700 (28)	浜 松 市	50 ( 2)
札 幌 市	150 ( 6)	名 古 屋 市	175 ( 7)
仙 台 市	75 ( 3)	京 都 市	100 ( 4)
さいたま市	100 ( 4)	大 阪 市	200 ( 8)
千 葉 市	75 ( 3)	堺 市	75 ( 3)
横 浜 市	300 (12)	神 戸 市	125 ( 5)
川 崎 市	100 ( 4)	広 島 市	100 ( 4)
相 模 原 市	50 ( 2)	岡 山 市	50 ( 2)
新 潟 市	75 ( 3)	北 九 州 市	75 ( 3)
静 岡 市	50 ( 2)	福 岡 市	125 ( 5)
		熊 本 市	50 ( 2)

地区 \ 都市規模	大 都 市	人口20万人 以上の市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未 満 の市	町 村	計
北 海 道	150( 6)	50( 2)	75( 3)	75( 3)	75( 3)	425( 17)
東 北	75( 3)	175( 7)	100( 4)	225( 9)	150( 6)	725( 29)
関 東	1325( 53)	850( 34)	625( 25)	550( 22)	200( 8)	3550(142)
北 陸	75( 3)	125( 5)	50( 2)	150( 6)	25( 1)	425( 17)
東 海	275( 11)	250( 10)	250( 10)	275( 11)	100( 4)	1150( 46)
近 畿	500( 20)	500( 20)	225( 9)	325( 13)	100( 4)	1650( 66)
中 国	150( 6)	125( 5)	150( 6)	125( 5)	50( 2)	600( 24)
四 国		125( 5)	50( 2)	100( 4)	50( 2)	325( 13)
九 州	250( 10)	225( 9)	125( 5)	300( 12)	150( 6)	1050( 42)
沖 縄		25( 1)	25( 1)	25( 1)	25( 1)	100( 4)
計	2800(112)	2450( 98)	1675( 67)	2150( 86)	925( 37)	10000(400)

消費者庁 消費者政策課

消費者意識基本調査  
(平成 25 年 2 月調査)

調査実施委託機関 社団法人 新情報センター